

債権者各位

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成30年6月27日開催の通常総代会において、出資1口の金額を2,000円から1,000円に減少することを決議しました。ただし、出資1口の金額は減少しますが各組合員の出資金額は維持し、払い戻しは行わないものとします。

この決議に対し異議のある債権者は、平成30年8月14日までにお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第56条の2第2項の規定により公告いたします。

平成30年7月13日

兵庫県姫路市神子岡前一丁目8番20号
協同組合ケイ・ケイネットワーク
代表理事 高井 利夫